faro ファーロ
東京司法書士会
「いざというとき」
あなたを照らす
サポートマガジン
2017年 夏号
43 vol.

特集

相続手続をラクに確実に！「法定相続情報証明制度」を利用しよう

コラム 今日から役立つコミュニケーション講座

Q&A 司法書士なんでも相談室
- 実家の相続で「相続登記」は必要？
- NPO法人の立ち上げについて相談したい

司法書士は「法定相続情報証明制度」の普及に努めていきます

東京司法書士会 会長　野中政志

私たちが日々行き交い利用している、土地や建物。そのすべてに所有者がいて、登記がされていることをご存じでしょうか。それによって所有者の権利が保障され、不動産の売買や賃貸などが安心して行えるのです。もし、登記という制度が機能しなくなったら、さまざまな混乱が起こり、国の基盤を揺るがしかねません。

しかし近年、所有者が死亡した土地や建物の相続登記（不動産の名義を相続人の名義に変更する）がされないまま放置されることが、全国的に増えています。そのため、所有者のわからない不動産が増え、空き家の放置による地域環境の悪化や公共事業の遅滞などの問題にもつながっています。

相続登記がされない大きな理由の一つと考えられるのが、必要書類が多く手続きの手間やコストの負担が大きいことです。今年５月にスタートした「法定相続情報証明制度」は、この負担を減らし、相続登記を推進することを目的に設けられました。場合によっては分厚いファイル１冊分にもなる戸籍関係書類の束が、１枚の証明書で代用できるこの新制度が浸透することは、相続に関わる多くの人にメリットをもたらすと考えています。

私たち司法書士は、相続登記の代理業務については、実は１００％近くを担っています。数多くの現場に立ち会う相続の専門家として、この新制度の普及に努めていきたいと思います。思い返せば、２０００年に施行された成年後見制度も、制度のスタート時にはさまざまな混乱や誤解などがありましたが、司法書士をはじめ現場に関わる専門家の地道な努力で徐々に普及し、今では高齢社会を支える制度として機能しています。「法定相続情報証明制度」も同様に、私たちがしっかりとサポートして普及に努めることで、社会の役に立つ生きた制度に育てていきたいと考えています。

「戸籍の束」が１枚の証明書に!
「法定相続情報証明制度」が今年5月にスタート

どんな制度?

被相続人（亡くなった方）の相続関係を、1枚の書類で証明できるようにした制度。以下のような手続きで、一覧図を作成し必要書類と共に登記所（法務局）に申請すると、「法定相続情報一覧図」として登録され、認証文を付した写しを無料で交付してもらえる。従来は、相続手続で戸籍関係書類の束を法務局や金融機関に何度も出し直す必要があったが、新制度では、交付された一覧図の写しをその代わりとして利用できる。

■法定相続情報証明制度の利用の手続き

STEP1
必要書類の収集

必要となる書類

①被相続人（亡くなった方）の戸除籍謄本
出生から亡くなるまでの連続した
戸籍謄本 及び 除籍謄本 等

②被相続人の住民票の除票

③相続人の戸籍謄抄本
相続人全員の現在の戸籍謄本または抄本

④申出人（相続人の代表）の氏名・住所を確認することができる公的書類
運転免許証のコピー
マイナンバーカード（表面）のコピー
住民票の写し など

※この他にも必要となる書類がある場合もあります

STEP2
法定相続情報一覧図を作成

記入見本

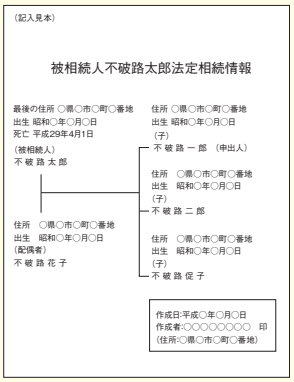
（記入見本）

被相続人不破路太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
死亡 平成29年4月1日
（被相続人）
不 破 路 太 郎

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
（配偶者）
不 破 路 花 子

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
（子）
不 破 路 一 郎 （申出人）

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
（子）
不 破 路 二 郎

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
（子）
不 破 路 促 子

作成日 平成○年○月○日
作成者 ○○○○○○○ 印
（住所 ○県○市○町○番地）

STEP3
申出書の記入、登記所へ申出

申出書に必要事項を記入し、
STEP1で用意した書類と、
STEP2で作成した法定相続情報一覧図
とを合わせて登記所へ申出。

法定相続情報一覧図の写しの交付

無料で必要通数が交付されます。
再交付も可能。

交付までにどれくらいかかる?

「法定相続情報証明制度」の利用の申出から交付までには、各法務局によって違いますが、平均1週間ほどかかるようです（2017年6月現在）。

相続手続をラクに確実に！「法定相続情報証明制度」を利用しよう

大切な方が亡くなってただでも辛いときに、重くのしかかるさまざまな相続手続。少しでもラクに、失敗なく行いたいものですね。今年5月には新制度もスタートしたので、この機会に相続のエキスパートである司法書士が、相続手続をスムーズに進めるポイントをお伝えします！

最初の難関「戸籍集め」って？

相続が発生したときに行わなければならない手続きは意外に多く、用意しなければならない必要書類も各種あります（p.7「相続が発生したときにやるべきこと」参照）。

なかでも、金融機関の口座解約や相続登記など多くの手続きで必要となり、**初めての相続では特に戸惑う人が多いのが、被相続人（亡くなった方）の戸籍を集めること**。戸籍は、本籍地の市区町村役場で請求でき、パスポートの取得や年金請求などのために取得した経験のある人も多いでしょう。それらの場合に必要なのは、現在の戸籍。しかし、**相続手続では、相続関係をもれなく確認するために「出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本等（以下、戸除籍謄本）」が必要**になります。

「え、現在の戸籍以外に戸籍があるの？」と思った方もいるでしょう。実は、結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製（新しい様式の戸籍に書き換えること）などにより、ほとんどの人の戸籍は複数にわたっています。例えば、昭和10年に青森県青森市で生まれ、結婚して東京都練馬区に移転、平成29年に亡くなったAさんの場合、図1のように4種類にわたります。さらに、離婚・再婚や養子縁組、転籍などをしている人の場合は、集めなければならない戸籍の数はもっと増えます。

大量の書類がスッキリ1枚に

相続手続では、原則として相続人全員の戸籍も必要です。相続人が配偶者と子の場合には、それほど問題は起こらないことが多いですが、**家族が知らされていなかった子や養子がいる場合などもありますので、被**

図1. Aさんの戸籍、実はこんな感じになっています！

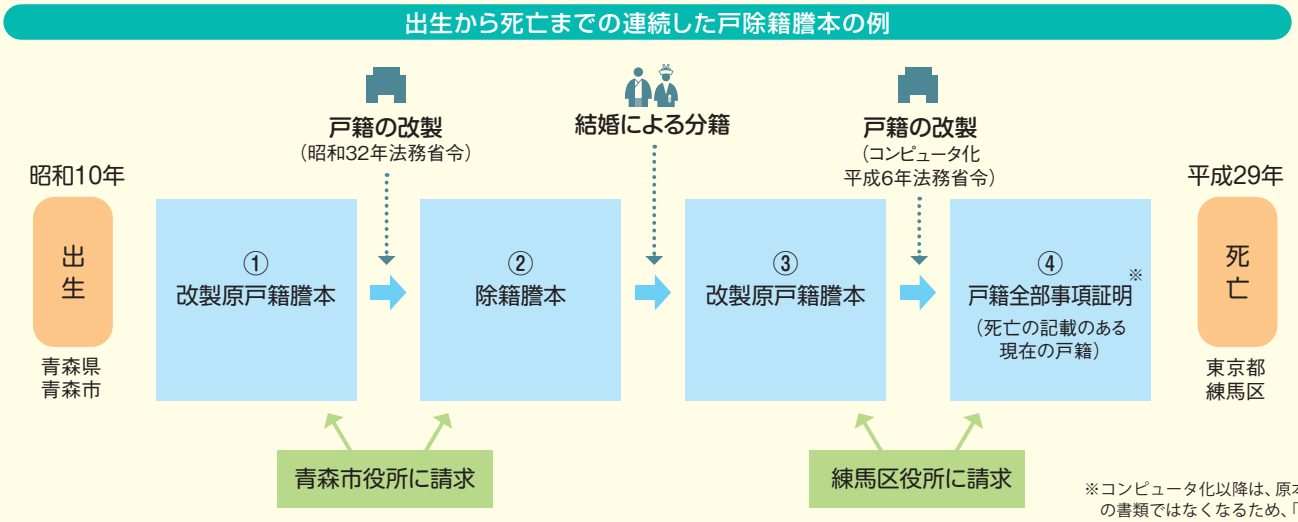

※コンピュータ化以降は、原本が紙の書類ではなくなるため、「謄本」ではなく「全部事項証明」と呼ぶ

相続人の戸籍をきちんと確認することが必要です。また、被相続人に子がいない場合は、父母や兄弟姉妹、甥・姪などが相続人になるため（図2参照）、戸籍集めはさらに複雑になります。書類の量も、戸籍関係だけで厚いファイル1冊分になることも。相続手続のために金融機関や税務署、法務局などの窓口に持参して、確認してもらうだけでも大変です。1枚でも抜けていれば、手続きは進められません。

この**負担を軽減するために新設された制度が、「法定相続情報証明制度」**です。簡単に言うと、被相続人と相続人全員の関係が1枚にまとめられた一覧図を法務局が確認し、お墨付きを与える制度（詳しくはp.3参照）。交付される「一覧図の写し」が戸籍の束の代わりとして利用できるので、大量の書類を持ち歩かずにすみます。また、戸籍の取得には1通ごとに手数料（戸籍謄本450円、除籍謄本・改製原戸籍謄本750円）がかかりますが、この**一覧図の写しは無料**。そのため、相続手続が必要な口座や不動産が複数ある場合にも、**余分なコストをかけることなく手続きが同時に進められる**のです。

図2. 相続人の範囲

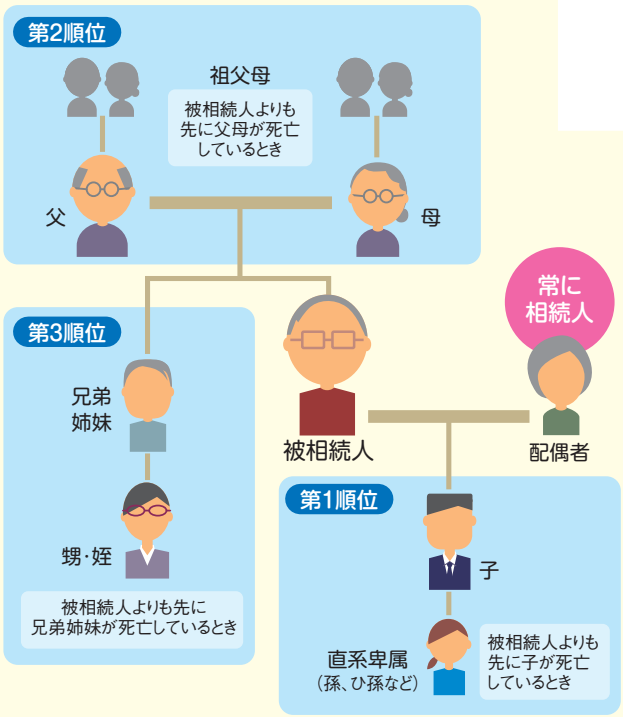

新制度と司法書士が相続の強い味方に

活用したい便利な制度ではありますが、この制度を利用するのにも、まずは被相続人の戸籍を集めることが必要です。

前述のAさんの戸籍を相続人が集める場合、死亡時の本籍地である練馬区役所の窓口で、「相続手続に必要なため、出生から死亡までの連続した戸除籍謄本がほしい」と伝えれば、④と③は取得できます。しかし、

※司法書士のほか、弁護士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

②と①は練馬区では取得できないので、青森市役所の窓口に出向くか郵送で請求しなければなりません。

毎日忙しく、この手間や時間が取れない、また、そもそも被相続人の戸籍がどんな状態になっているのか調べる自信がない、という方も多いでしょう。そんな場合には、**司法書士がお手伝いできます**。

「法定相続情報証明制度」では、司法書士などの専門家（※）が相続人に代わって、制度の利用の申出や「法定相続情報一覧図」の交付手続をすることが認められています。司法書士にこれらの業務を依頼することで、一覧図作成のために必要な被相続人と相続人の戸籍集めも、まとめて任せることができるのです。複雑な戸籍集めという相続手続の最初の大きなハードルを、プロの力を借りて乗り越えることで、その後の手続きもスムーズに進められます。

相続登記とセットで時短かつ安心

さらに、相続登記を司法書士に依頼しようと考えている方におすすめなのが、**相続登記と一緒にこの制度の利用を依頼すること**。実は、この2つの手続きに必要な書類はほぼ同じで、管轄も同じ（法務局）なので、同時に申請ができるのです。例えば、相続財産が持ち家と金融機関の口座が2つという場合、従来は戸籍関係書類一式を持って順番に回らなければなりませんでしたが、**新制度を利用して、相続登記と「法定相続情報一覧図」の保管と写しの交付手続を同時に行えば、かなりの時間短縮が可能**です（図3参照）。

法律上は義務化されていない相続登記は、つい後回しにしてしまいがち。しかし、**そのまま放置していると、相続関係が複雑になって空き家問題につながったりと、後々問題になります**。この制度を利用して早めに済ませておけば、手間も少なく安心です。

新制度「法定相続情報証明制度」は、まだ動きだしたばかりで、今後しばらくは試行錯誤の状態になることも予想されます。でも、司法書士は、戸籍や相続登記を扱うプロ。それぞれの方のニーズに合わせて、新制度の利点を上手に利用しながら、サポートしていきます。安心してお任せください。

図3. 相続手続、これでラクラク!

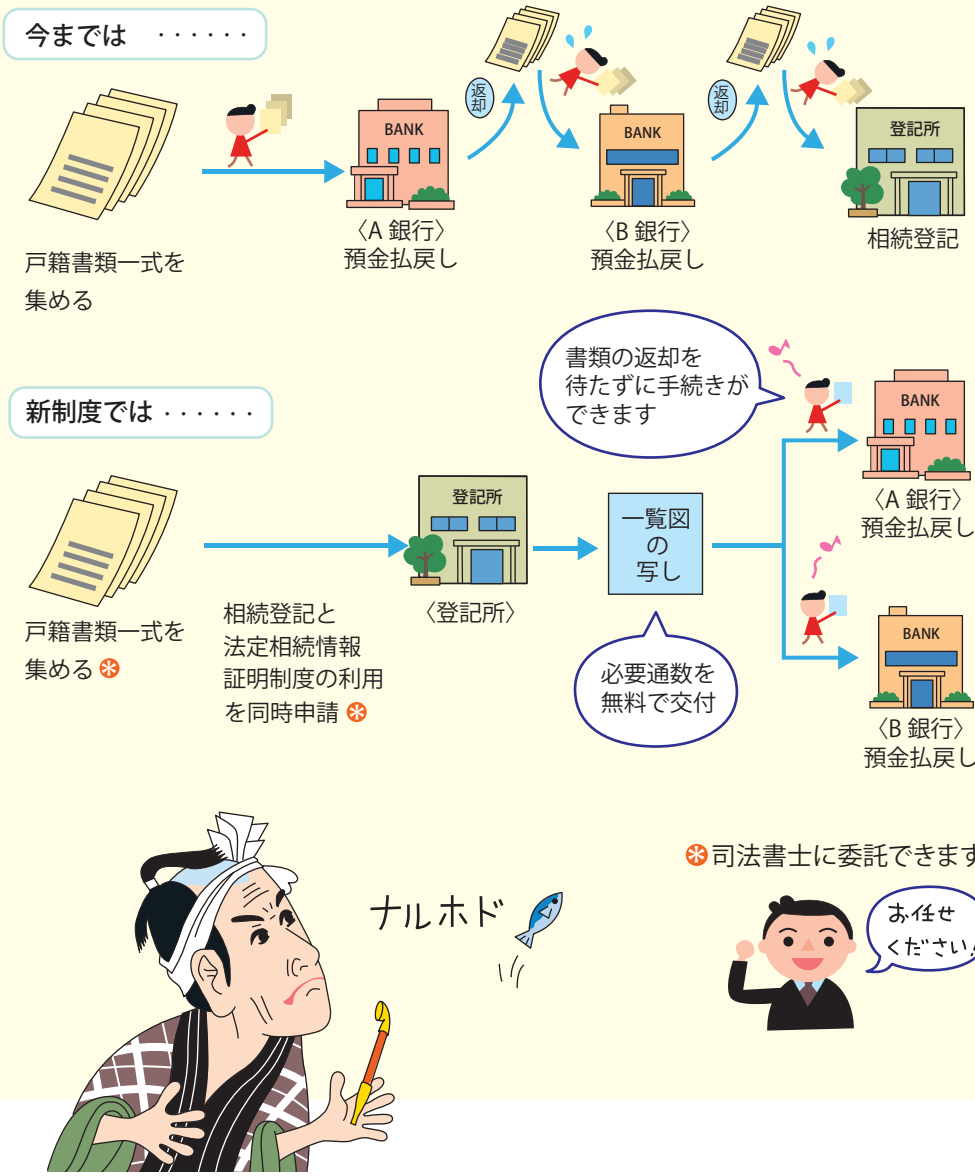

■相続が発生したときにやるべきこと

相続の発生

- 7日以内に死亡届を提出
- 公共料金の名義変更、銀行への届け出、社会保険・生命保険会社への届け出、クレジットカードの解約 など

↓

遺言書の有無の確認

■遺言書がある場合

（複数ある場合は、日付が新しいものが有効）

相続人と遺産の確認

- 相続人を確認（被相続人と相続人を戸籍謄本等で確認）
- 遺産となるものをすべて確認

↓

相続するか否かを決める

遺言書の内容に納得すれば、相続発生から3カ月以内に次のいずれかを選択する

- すべて相続する
- すべて放棄する
- 条件付で相続する

■遺言書がない場合

法定相続人の確認と協議

- 被相続人の出生から死亡までの戸除籍謄本を集めて法定相続人を確認し、相続人全員で相続について協議
- 遺産となるものをすべて確認

↓

- 合意 → 遺産分割協議書を作成
- 合意しない → 調停申し立て → 家庭裁判所による遺産分割調停・審判

↓

相続財産の名義変更

相続財産を相続人の名義に変更する

銀行預貯金 → 銀行口座を解約

〔基本的な必要書類〕

- ①被相続人の出生から死亡時までのすべての戸除籍謄本
- ②相続人全員の戸籍謄本
- ③相続人全員の住民票
- ④遺産分割協議書
- ⑤相続人全員の印鑑証明書
- ⑥相続人全員の実印

不動産 → 相続登記

〔基本的な必要書類〕

- ①被相続人の出生から死亡時までのすべての戸除籍謄本
- ②相続人全員の戸籍謄本
- ③不動産を相続する人の住民票
- ④遺産分割協議書
- ⑤相続人全員の印鑑証明書
- ⑥相続人全員の実印
- ⑦対象不動産の登記簿謄本
- ⑧対象不動産の固定資産評価証明書

□は、法定相続情報一覧図の写しを利用可

↓

相続税の申告と納税

相続発生から10カ月以内に、相続税の申告と納税を行う

相続手続に関することは、何でも司法書士にご相談ください!

司法書士は相続手続のエキスパートです。「法定相続情報証明制度」の利用や相続登記をはじめ、何でも気軽にご相談ください。

司法書士ホットライン
昼10:00〜15:45 月・火・水・木・金曜日
03-3353-2700
司法書士が直接相談に乗ります!

心のカウンセラー 菅野泰蔵の

今日から役立つコミュニケーション講座 第2回

臨床心理士 菅野泰蔵
すがの・たいぞう／学習院大学相談室や代々木の森診療所などを経て、現在、東京カウンセリングセンター所長。『カウンセラーの「聴く力」』(PHP研究所)、『上手に「気持ち」を伝える技術』(大和書房)など著書多数。

トラブルにならない 上手な伝え方

問題を解決しようとして言ったことが、逆にトラブルの種になってしまった、という経験はありませんか？

例えば、隣家から漂ってくる煙が気になって「ベランダでタバコを吸わないでほしい」と伝えたら、ムッとされた。相続でもめたくないと思い、親に「遺言書を書いて」と言ったら、「そんなに金が欲しいのか」と見当違いの反発をされて親子げんかに……。

今回は、こうした事例を通して、トラブルを回避する「上手な伝え方」について考えていきましょう。

「いきなり」はNG。外堀から埋めよう

どちらの事例も決して理不尽なことを言ったわけではないのに、相手の反感を買ってしまったのは何故でしょう。それは、人は思いがけないことをいきなり言われると、反射的に防御反応をしてしまいがちだからです。タバコの煙をはじめ、臭いや騒音などはご近所トラブルの元ですが、実はやっている本人は、迷惑行為と気づいていないことも多いのです。それをいきなり指摘されると、驚いた弾みで反射的にムッとしてしまうわけです。遺言書のケースも、前置きもなく持ち出されれば、親も驚いて「何のつもりだ」と防御姿勢に入ってしまうのは仕方ないでしょう。

そうならないためには、いきなり本題を切り出さず、外堀から埋めていくのがポイント。例えばタバコの件を伝える前に、まずは、こちらも何か迷惑を掛けているかもしれない、と振り返ってみます。そして、お隣と顔を合わせたときに「うちの子がうるさくしていませんか。ご迷惑を掛けていたら言ってくださいね」と伝えることで、相手が「自分も迷惑を掛けているかも」と気づくきっかけをつくります。遺言書のケースなら、まずは普段の親との会話の中で、知り合いが相続でもめたことを話題にしたり、自分が死んだときはどうしたいかなどをフランクに話し合ったりしておくといいですね。

トイレの貼り紙から学ぶ、発想の転換

さらに、両方の事例に共通しているのは、「自分は正しい」という思いから、相手を責めたり押しつけたりする言い方になりがちなこと。そういう言い方は、内容が正しいかどうかには関係なく、相手の反発を招きます。

その逆といえる良い例を、公衆トイレで見つけました。「いつもきれいに使っていただいて、ありがとうございます」という貼り紙を見たことがありませんか？ 以前は「汚さないで」という注意書きでしたが、最近は多くがこのタイプですね。自分の要求をストレートに突きつけるのではなく、相手の気持ちを考えて言い換える。貼り紙は、その効果を実証しています。こんな発想の転換を、日ごろのコミュニケーションにも取り入れてみてはいかがでしょう。

新 司法書士の情景

scene. 04

お名前のこだわりも、大事にします！

K・K
（中央支部）

日本の不動産をご購入する方、日本の会社の役員に就任する方。不動産登記・商業登記を問わず最近は当事者に外国人の方が登場することが多くなりました。日本でお仕事をする方などは日本語も堪能な方が多いので打合せで苦労することは少なくなってきましたが、意外と頭を悩ませるのがご住所やお名前の表記について。漢字を使用していない国については、外国語をカタカナ表記に引き直して登記するのですが……これって簡単そうで意外と難しいのです。

住所については、基本的には外務省や大使館のHPなどで使われている表記をそのまま使用しますが、難しいのがお名前。音をカタカナに置き換える訳ですが、もともと異なる言語体系ですから、的確に表現できるカタカナがなかったりすることもしばしば。またお名前だけにやはり皆様こだわりがあります。

【司法書士】「ニコルさん？」
【依頼者】「ニコールです」

【司法書士】「デビッドさん？」
【依頼者】「いえ、デイヴィッドです」

できる限り発音に忠実に…とはいえ、じゃあ「マイケル」は「マイコー」とか!?と思いきや、そこはさすがに「マイケル」でOKとのことでした。

そうそう、同じスペルでも英語とフランス語では読み方が違ったりもします。

【司法書士】「レイモンドさん？」
【依頼者】「レモンです、ドはいらない」

フランス語では末尾のdは発音しない。そうでした、そうでした。でも末尾がdじゃなくてdeだったら「レモンドさん」だったり。うーん、難しい。

長音・促音・濁音の有無や「バ」と「ヴァ」、「ヂ」「ジ」「ディ」など、他の届出書類の表記と不一致があると困るので、依頼者とよくよく打合せが必要ですね。

ちょっとひと息 クロスワードPUZZLE

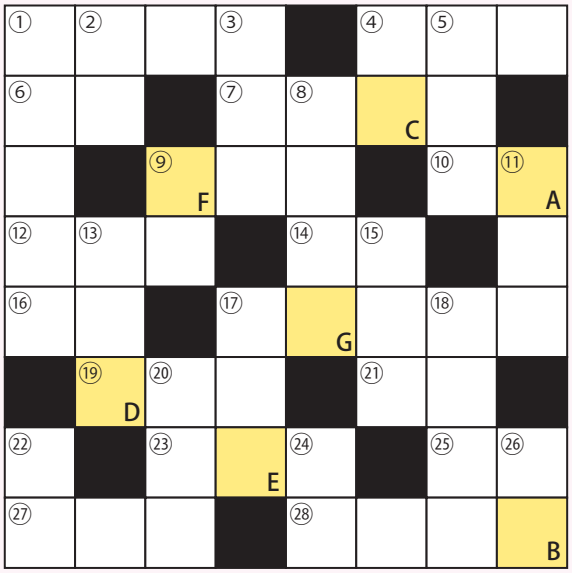

A～Fに入った文字を並べてできる言葉を漢字に直して答えてください。

A	B	C	D	E	F	G

→解答（漢字）

（解答は11ページをご覧ください）

タテのカギ

①シミがついた服をキレイに
②せんべいや日本酒の原料
③春・夏・秋・冬に発行される雑誌
④考えるほど深まるばかりだ…
⑤パソコンで、カーソル移動に用いる
⑧仕事の合間にちょっと休憩
⑨＿＿に引かれて善光寺参り
⑪内閣の首長である国務大臣
⑬劇場で、舞台や花道の床下
⑮2つ以上の元素からなる＿＿物
⑰降参すること＝＿＿を脱ぐ
⑱木の葉形のシンプルな卵料理
⑳レモンに似た緑色の果実
㉒三味線を弾き鳴らす道具
㉔木の盛り上がった部分
㉖ペーパーナイフで切る

ヨコのカギ

①乗るために空港へ
④地方で使われる独特の発音
⑥息子の結婚相手
⑦機械や組織をつくり変えること
⑨上げたくて風水を勉強
⑩長いジーンズはここをカット
⑫井戸端会議で盛り上がる
⑭釘を打っても手ごたえがない？
⑯荷物や人を乗せる馬具
⑰一気に食べると頭がキーン！
⑲トランプのクローバー
㉑経験の＿＿は問いません
㉓叔父や叔母の子供
㉕一眼＿＿で風景を撮影
㉗野球は9人、サッカーは11人
㉘メールではなく手紙でやりとり

（パズル制作：スカイネットコーポレーション）

司法書士なんでも相談室

身の回りで起こるトラブルや悩み事。法律の専門家なら、解決のためのアドバイスができることがあります。司法書士は「あなたの街の法律家」。ひとりで悩まず、なんでも相談してください。
このコーナーでは、皆様のお悩みに司法書士が答えていきます。

Q1 父が亡くなって、実家は母が相続しました。「相続登記」をした方がいいと言われたのですが、母がそのまま住む場合でも必要ですか。

A 相続登記は、どんな場合でも必ずしておいてほしいと思います。

「誰が所有者か」という法律上の権利は、実際に住んだり利用していることとは関係しません。相続登記をすることで、はじめて権利が守られるのです。

そうは言っても、日ごろ「不動産の権利」を意識することはあまりありませんよね。相続登記をしなくても住むのに問題はないので、そのまま放置する方も確かにいます。しかし、今は問題なくても、将来的にもそうとは限りません。相続登記を放置したことで相続関係が複雑になり、こじれることがよくあるのです。

例えば、この先万一、お母様より先にあなたのご兄弟が亡くなった場合。ご実家の不動産がお父様名義のままになっていると、亡くなったご兄弟の配偶者や子ども（あなたから見ると甥・姪）にも相続権が発生します。もし、その人たちが「自分にも権利がある」と主張したら、応じなくてはなりません。最悪の場合、お母様がご実家を出なければならなくなることも起こりえます。

さらに時間が経って孫の代まで放置していると、相続人はさらに増えます。日ごろ顔も合わせたことのないような相続人同士では、話をまとめるのも難しくなって、こじれた挙げ句空家問題に発展してしまうことも。

今は、「相続登記なんて、手間もお金もかかるし面倒」と思うかもしれません。でも、この先に待っている面倒を考えたら、今すぐしておくのが結局は一番ラクと言っていいと思いますよ。

Q2 仲間と活動していたボランティアグループをNPO法人にしたいと思います。司法書士に相談できますか。

A ぜひご相談ください。ボランティアグループよりも、法人として活動する方がいろいろメリットもありますね。

私たち司法書士は、NPO法人に限らず、株式会社、合同会社、社団法人、財団法人など、さまざまな法人の設立登記の代理申請ができます。定款作成のアドバイスから登記まで、法人設立のエキスパートである司法書士にお任せください。

ちなみに、NPO法人の設立にはいくつかの要件があります。また法人にも種類があります。どの形態にすれば設立したい法人の目的を達成できるのか迷っていらっしゃる場合も、まずはご相談ください。

司法書士はじめて物語

「あなたの街の法律家」として、
人々の暮らしに寄り添う司法書士。
そのルーツはどこにあるのか、
少し時間を巻き戻してたどってみましょう。

訴訟社会だった江戸時代

徳川家康を開祖とし、約300年続いた江戸時代。その天下泰平の徳川の治世のもと、江戸の都は100万人もの人口を抱える大都市に成長しました。歌舞伎や浮世絵などの町人文化が花開き、経済も発達した時代でしたが、人が多く集まり社会が複雑になるとトラブルが頻発するのは今も昔も同じこと。1719年の、江戸の町奉行への民事訴訟の件数はなんと約36,000件に達したそうで、これは現代の東京地裁への年間訴訟件数とほぼ同等。当時の江戸の人口は今の東京の十分の一以下であったことを考えると、江戸時代はかなりの訴訟社会だったと言えるでしょう。

宿屋が裁判のお手伝い!?

さて、そんな江戸の街には、関東一帯の幕府直轄領の農村からも多くの人が訴訟のために訪れました。当時、訴訟や裁判のことを「公事（くじ）」と言いましたが、この公事が盛んになるとともに、訴訟人を泊めるための「公事宿」が誕生します。

宿は、馬喰町やその周辺に多くありましたが、これは当時、馬喰町に関東郡代の屋敷があったため。関東郡代とは、幕府直轄領の農政や税の管理などを担った地方官のことです。領内の訴訟も関東郡代の管轄だったので、江戸近郊から訪れた訴訟人たちは、公事宿に滞在しながら郡代屋敷で裁判を受けました。

また、公事宿には宿泊のほかにも大切な役目がありました。それは、①目安（訴状）作成の援助、②訴訟人を定刻に裁判所へ出頭させる、③訴訟の補佐を行う、というもの。このことから公事宿が、司法書士のルーツではないかと考えられています。現在の司法書士の「いざというときの頼れる身近な法律家」という役割は、江戸の昔から脈々と受け継がれてきたものなのです。

司法書士のルーツを探しに!
～馬喰町「プチ江戸散歩」～

五街道の起点であった日本橋に程近い馬喰町には、かつて多くの公事宿がありました。当時のなごりをたどっていくと、ちょっとした歴史散歩が楽しめます。

神田川にかかる浅草橋を渡ってすぐの小さな緑地に、関東郡代の屋敷跡の表示板があります。

馬喰町と隣接する横山町は、江戸時代から続く歴史ある問屋街。江戸近郊から訪れた訴訟人たちは、裁判の合間に小間物や化粧品、煙草などの江戸土産を求めたそうです。今は、バッグや洋服、着物などを扱う問屋が軒を連ね、中には一般客も買い物を楽しめる店もあるので、のぞいてみてはいかがでしょう。

参考資料：『日本人と裁判―歴史の中の庶民と司法』（法律文化社）、『地名で読む江戸の町』（PHP研究所）、『江戸の町奉行』（明石書店）、『ビジュアル・ワイド 江戸時代館 第2版』（小学館）、『江戸の遺伝子』（PHP研究所）

表紙こぼれ話

司法書士のルーツと考えられる公事宿ができた江戸時代は、町人が主役の大衆文化が花開いた時代。芝居や相撲見物が手ごろな料金で庶民も楽しめるようになり、人気の役者や力士、遊女を描いた浮世絵は、今でいうブロマイドとして大流行しました。

〔今回の表紙〕東洲斎写楽（とうしゅうさいしゃらく）「四世松本幸四郎の山谷の肴屋五郎兵衛（よんせいまつもとこうしろう の さんや の さかなやごろべえ）」

ⓒ公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

faro ファーロ
2017 summer vol.43 ／ 2017年7月31日発行
発行元：東京司法書士会 〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 TEL.03-3353-9191
発行責任者：清水輝明　編集人：倉石裕子
制作：株式会社一粒舎　印刷：柳本印刷株式会社

ちょっとひと息 クロスワードPUZZLE 解答

①ヒ	②コ	ウ	③キ	■	④ナ	⑤マ	リ
⑥ヨ	メ	■	⑦カ	⑧イ	ゾC	ウ	■
ウ	■	⑨ウF	ン	キ	■	⑩ス	⑪ソA
⑫ハ	⑬ナ	シ	■	⑭ヌ	⑮カ	■	ウ
⑯ク	ラ	■	⑰カ	キG	ゴ	⑱オ	リ
■	⑲クD	⑳ラ	ブ	■	㉑ウ	ム	■
㉒バ	■	㉓イ	トE	㉔コ	■	㉕レ	㉖フ
㉗チ	ー	ム	■	㉘ブ	ン	ッ	ウB

ソA ウB ゾC クD トE ウF キG

解答→ 相続登記

マメ知識

「相続登記」とは、家屋や土地など不動産の名義を相続人の名前に変更する手続きのことです。

東京司法書士会　無料法律相談

ひとりで悩まず、司法書士にご相談ください。
あなたの人生のいろいろな場面で、力になります。

相続の問題で困っている
不動産の名義変更をしたい
会社をつくりたいけどどうしよう
遺言のことを聞きたい
成年後見制度を使うには?
クレジット・サラ金の問題で悩んでいる

電話で相談したい方は

司法書士ホットライン

昼 10:00～15:45　月・火・水・木・金曜日
03-3353-2700

夜 17:00～19:45　水・木曜日
042-540-0663

対面で相談したい方は

東京司法書士会総合相談センター（四谷）

住　所　新宿区本塩町9-3（右下地図参照）
※住居表示実施に伴い、9月19日以降は「新宿区四谷本塩町4−37」となります

相談予約　平日 9:00～12:00／13:00～17:00

要電話予約　**03-3353-9205**

三多摩総合相談センター（立川）

住　所　立川市曙町2-34-13オリンピック第3ビル202-A
（JR立川駅から徒歩6分）

相談予約　平日 10:00～16:00

要電話予約　**042-548-3933**

女性司法書士への相談をご希望の方は（女性対象）

女性からのご相談に、女性司法書士が対応します。「約束した養育費を払ってもらえない」「職場でセクハラにあって退職せざるをえなくなった」「貴金属の押し売り被害にあった」などのほか、男性相手には話しづらい悩みごとも、お気軽にご相談ください。

場　所　東京司法書士会総合相談センター（四谷）　※右下地図参照

日　時　木曜17:00～20:00　祝日を除く

要電話予約　03-3353-9205

出張による相談をご希望の方は

お体が不自由な方など、事情により本会が実施する常設相談会にお越しいただくことが困難な東京都在住の方を対象に、予約制で、司法書士の出張相談を行っています。

出張場所　区役所・市役所・学校その他の公共施設、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護老人保健施設や特別養護老人ホーム等の施設、グループホーム、病院、団地自治会等の集会施設

お問い合わせ　03-3353-9191（東京司法書士会事務局 事業・研修課）

親善大使
はた ゆりこ

東京司法書士会
http://www.tokyokai.jp/

公認キャラクター
しほたん

東京司法書士会総合相談センター（四谷）
JR四ツ谷駅から徒歩4分

東京司法書士会 調停センター「すてっき」

法的トラブルで悩んでいませんか?

裁判ではなく、話し合いによる紛争解決をお手伝いします

友人とのお金の貸し借りや、ご近所との騒音問題など、日常生活の中で起こるちょっとしたトラブルでお困りではありませんか？　今後もお付き合いを継続したい相手と裁判で争うことなく、できるだけ話し合いで解決していただけるようにお手伝いします。

03-3353-8844（平日9:00～12:00／13:00～17:00）